

## 鳥取市まちづくり融資～リノベーション創業型～利子補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市まちづくり融資～リノベーション創業型～利子補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、事業者に対し本融資を実行する取扱金融機関に対して利子補給を行うことにより、事業者の利子負担の軽減を行い、事業者の経営の安定と発展を図ることを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リノベーション 鳥取市リノベーションまちづくり構想（平成29年3月策定）に定める古い建物や空間を単に改修するだけではなく、今の時代に適した新しい機能を加えて再生することをいう。
- (2) 事業者 空き店舗、空き家など遊休不動産の施設改修等を行いながらリノベーションの手法を活用して新たな事業に取り組もうとする企業及び個人事業者をいう。
- (3) 保証協会 鳥取県信用保証協会をいう。
- (4) 取扱金融機関 保証協会と信用保証に関し約定し、かつ、市内に本店を有する金融機関で、この要綱による資金を取り扱う機関をいう。
- (5) 本融資 別表に定める条件を満たす鳥取市まちづくり融資～リノベーション創業型～をいう。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本融資を実行した取扱金融機関とする。

### (利子補給期間)

第5条 利子補給の期間は、利子払込開始月から起算して120月以内とする。

### (補助金の算定等)

第6条 本補助金は、3月1日から8月31日まで（以下「上期」という。）及び9月1日から翌年の2月末日まで（以下「下期」という。）の各期に補助対象者が実行した本融資について、

各月末の融資残高に対し、その融資利率を年1.7パーセントに相当する額で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、借入者が約定返済日を過ぎて償還したことにより生じた延滞金は対象としない。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付申請は、上期又は下期の各期分について、当該各期の末日の属する月の翌月の15日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、調書(別記様式)とする。

(着手を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業とし、同条に規定する実績報告書の提出は、これを要しないものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

資金の使途	創業等に係る運転資金及び設備資金
融資限度額	3,500万円 (運転と設備を合わせた額とし、下限10万円とする。 ただし、10万円未満の端数は、これを切り捨てる。)
融資期間	10年以内（据置1年以内を含む。)
融資利率	0.65%（変動金利） 基準金利は、鳥取県制度融資基準金利とする。
信用保証	保証協会保証付融資又は取扱金融機関プロパー融資での取扱い
保証料率	（保証協会保証の場合）0.45%から1.90%までとし、区分の適用については、保証協会の定めるところによる。
担保	必要に応じて徴求する。
保証人	必要に応じて法人代表者のみ徴求する。
償還方法	元金均等返済及び利息先取り分割扱い

別記様式（第7条関係）

鳥取市まちづくり融資～リノベーション創業型～利子補助金調書（ 年 月～ 年 月）

月末融資残高（単位：円）						補助率
年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	1.70%

補助金額（単位：円）						
年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	合計

※各月分の補助金額の算出方法：各月末融資残高×補助率×1月／12月（1円単位未満切捨て）

※本様式の内容を網羅していれば、電算処理等による様式での提出も可とする、

このことについて、原本の内容と相違ありません。

年 月 日

金融機関名